

各 位

2021年1月14日
野原ホールディングス株式会社

新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言（対象区域の追加）への弊グループの基本方針について

弊社をはじめとする野原グループは、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき1月7日に政府より発令された緊急事態宣言の対象区域が1月13日に追加されたことに伴い、1月14日以降、社会の一員として感染拡大防止に努めるため、下記を基本方針に追加します。

関係者の皆さまにはご心配・ご迷惑をおかけしますが、従業員およびお取引先の皆さまの安全を確保するため、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 基本方針への追加内容

「緊急事態宣言」の対象区域に追加された自治体（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）に居住もしくは勤務している従業員は出社勤務比率2割を原則としながら、事業継続します。

2. 対象期間

「緊急事態宣言」が解除されるまでの期間（2021年1月14日～2月7日予定）

3. その他

野原グループ各事業会社およびカンパニーは、各々のBCP（事業継続計画）に従い事業活動を継続します。詳細は、各事業会社またはサービスのウェブサイトをご参照願います。

以上

なお、新型コロナウイルス感染拡大を巡る状況は刻々と変わることが予想されるため、政府の方針や行動計画にもとづき、上記対応内容を変更する場合がございます。

【本件に関する問い合わせ先】

野原ホールディングス株式会社
総務部
TEL : 03-3357-2231